

地震調査研究推進本部政策委員会運営要領

平成 1 3 年 1 月 2 3 日 改正
平成 7 年 8 月 9 日
地震調査研究推進本部
政 策 委 員 会

(開催及び招集)

第 1 条 地震調査研究推進本部政策委員会(以下「委員会」という。)は、必要に応じ開催し、政策委員会委員長(以下「委員長」という。)が招集する。

(常時出席者)

第 2 条 委員会の開催にあたっては、次の者に常時出席を求めるものとする。
気象庁長官
国土地理院長

(意見の聴取)

第 3 条 委員長は、委員会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

(部会)

第 4 条 委員会に、必要に応じ専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員がその職務を代理する。